

(参考2)

平成11年度厚生省が実施した老人保健施設等の実地指導結果の問題点

平成11年度に厚生省が47都道府県、62保健所政令市及び22老人保健施設について実施した実地指導結果の主な問題点は、次のとおりである。

1. 都道府県及び保健所政令市における問題点	
開設許可時又は入所判定等の指示が不十分 (個別施設の問題点を包括的に指摘した事項)	12 県・市
①職員の確保についての指導が不十分	20 県・市
②非常災害対策の実施についての指導が不十分	8 4 〃
③職員の健康診断の実施についての指導が不十分	3 7 〃
2. 老人施設における問題点	
(1) 施設及び設備	
ア. 施設、設備を未届けで変更使用	4 施設
イ. 入所者へのプライバシーの配慮が不十分	6 〃
(2) 職員の配置	
職員に対する辞令の交付が不適切	7 〃
(3) 施設運営	
ア. 利用料の徴収が不適切	1 6 〃
イ. 掲示すべき事項の未掲示	3 〃
ウ. 管理規程が不十分	1 3 〃
エ. 退所時指導等が不十分	3 〃
オ. 諸記録の整備が不十分	1 〃
カ. 非常災害対策の実施回数が不十分	2 〃
キ. 非常災害対策の避難訓練が全て昼間又は夜間(夜間想定)	4 〃
ク. 勤務体制の確保等が不十分	6 〃
ケ. デイ・ケアの実施が不適切	1 〃
(4) 施設療養の取扱い	
ア. 検食、保存食の取扱いが不適切	1 5 〃
イ. 褥瘡の予防対策が不十分	8 〃
(5) 施設療養費の算定	
基本施設療養費、通所者施設療養費等の算定が不適切	1 3 〃

平成10年度厚生省が実施した老人保健施設等の実地指導結果の問題点

平成10年度に厚生省が47都道府県、57保健所政令市及び77老人保健施設について実施した実地指導結果の主な問題点は、次のとおりである。

1. 都道府県及び保健所政令市における問題点	
(1) 開設許可時又は入所判定等の指示が不十分	31 県・市
(2) 是正改善の確認が不十分	6 " "
(3) 台帳の整備が不十分	1 " "
(個別施設の問題点を包括的に指摘した事項)	
①職員の確保についての指導が不十分	36 県・市
②非常災害対策の実施についての指導が不十分	67 " "
③職員の健康診断の実施についての指導が不十分	31 " "
2. 老人施設における問題点	
(1) 施設及び設備	
ア. 施設、設備を未届けで変更使用	10 施設
イ. 入所者へのプライバシーの配慮が不十分	15 " "
(2) 職員の配置	
ア. 職員に対する辞令の交付が不適切	22 " "
イ. 理学・作業療法士の配置人員の不足	3 " "
(3) 施設運営	
ア. 利用料の徴収が不適切	51 " "
イ. 掲示すべき事項の未掲示	24 " "
ウ. 管理規程が不十分	54 " "
エ. 退所時指導等が不十分	19 " "
オ. 諸記録の整備が不十分	12 " "
カ. 非常災害対策が不十分	22 " "
キ. 施設療養費明細書の記載が不十分	13 " "
ク. 勤務体制の確保等が不十分	7 " "
ケ. デイ・ケアの実施が不適切	7 " "
(4) 施設療養の取扱い	
ア. 検食、保存食の取扱いが不適切	65 " "
イ. 入所判定等、関係職員の参加が不十分	34 " "
ウ. 療養目標、療養記録等の記録が不十分	1 " "
エ. 褥瘡の予防対策が不十分	20 " "
(5) 施設療養費の算定	
基本施設療養費、通所者施設療養費等の算定が不適切	59 " "

(参考3)

平成11年度厚生省が実施した老人福祉施設等の指導監査結果の問題点

平成11年度に厚生省が84都道府県・市及び30法人22施設について実施した指導監査結果の主な問題点は、次のとおりである。

1. 都道府県・市本庁における問題点	
①入所者預り金の管理等個別事項に対する指導監査が不十分	83県(市)
②前回指導監査(前回実施検証施設に係るものを除く)の指摘事項が未改善	17 "
③問題施設等に対する継続指導の実施が不十分	17 "
④指導監査実施体制、実施方式が不適切	13 "
⑤指導監査実施率が低調	2 "
2. 社会福祉法人・施設における問題点	
(1) 法人の組織運営等	
①定款及び登記事項が不適切	20カ所
②理事会運営が低調及び形骸化	15 "
③理事会に特定役員が欠席	11 "
④役員の欠員補充が遅延、役員名簿が未整備	12 "
⑤基本財産の登記管理が不十分	10 "
⑥寄付金の取扱いが不適切	8 "
⑦経理事務処理が不十分	7 "
(2) 施設運営管理等	
①施設長の施設運営管理が不十分	14 "
②非常勤職員等の雇用形態が不明確	12 "
③災害事故防止対策が不十分	11 "
④会計事務処理が不適切	12 "
⑤就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	13 "
⑥給与規程が不備又は実態と乖離	10 "
⑦契約の取扱いが不適切	6 "
⑧借入金、繰入金等の取扱いが不適切	6 "
⑨勤務体制の整備が不十分	7 "
⑩施設設備の整備が不十分	4 "
(3) 入所者処遇	
①検食の実施及び保存食の管理等が不十分	20 "
②入所者の個別処遇方針の策定が不十分	18 "
③入所者の預り金の管理及び取扱いが不適切	18 "
④褥そう予防対策が不十分	13 "
⑤入浴の実施が不十分	12 "
⑥被服寝具の交換が不十分	12 "
⑦遺留金品、日用品費の取扱いが不適切	7 "
⑧栄養量の確保、給食内容が不十分	7 "
⑨安全で快適な生活環境への配慮が不十分	6 "
⑩おむつ交換等排泄介助が不適切	5 "

平成10年度厚生省が実施した老人福祉施設等の指導監査結果の問題点

平成10年度に厚生省が80都道府県・市及び77法人69施設について実施した指導監査結果の主な問題点は、次のとおりである。

1. 都道府県・市本庁における問題点	
①災害防止対策等個別事項に対する指導が不十分	75県(市)
②前回指導監査(前回実施検証施設に係るものを除く)の指摘事項が未改善	38 "
③指導監査実施体制、実施方式が不適切	34 "
④問題施設等に対する継続指導の実施が不十分	11 "
⑤指導監査実施率が低調	3 "
2. 社会福祉法人・施設における問題点	
(1) 法人の組織運営等	
①定款及び登記事項が不適切	40カ所
②寄付金の取扱いが不適切	30 "
③監事監査が形式的又は遅延	23 "
④理事会要議決事項の審議なし	21 "
⑤理事会等議事録の記録及び保存が不適切	20 "
⑥資産総額等が未登記、変更登記の遅延	19 "
⑦理事会に特定役員が欠席	19 "
(2) 施設運営管理等	
①給与規程が不備又は実態と乖離	49 "
②就業規則、管理規程が不備又は実態と乖離	45 "
③災害防止対策が不十分	38 "
④非常勤職員等の雇用形態が不明確	36 "
⑤施設長の施設運営管理が不十分	35 "
⑥予算の執行が不適切	32 "
⑦勤務体制の整備が不十分	26 "
⑧施設設備の整備が不十分	20 "
⑨給食材料及び医薬品等の購入事務処理が不適切	20 "
⑩経理規程が不備又は実態と乖離	15 "
(3) 入所者処遇	
①検食の実施及び保存食の管理等が不十分	61 "
②入所者預り金の取扱いが不適切	58 "
③入所者の個別処遇方針の策定が不十分	43 "
④褥そう予防対策が不十分	35 "
⑤被服寝具の交換が不十分	35 "
⑥入浴の実施が不十分	33 "
⑦処遇に関する記録が不十分	22 "
⑧クラブ活動、レクリエーション等ゆとりある生活確保の配慮が不十分	16 "
⑨栄養量の確保、給食内容が不十分	16 "
⑩嗜好調査、残滓調査が不十分	11 "